京　健　政　第　４６　号

社会福祉法人　松井ケ丘福祉会
理事長　岡　﨑　政　美　様

平成２６年２月１９日付けで申請のあった社会福祉法人定款変更については、認可します。

平成２６年３月１０日

京田辺市長　石井　明三

社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地	京都府京田辺市山手東二丁目２番地７　　電話 0774-63-2649
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじん　まついがおかふくしかい 社会福祉法人　松井ヶ丘福祉会
	代表者名	理事長　岡﨑　政美
申請年月日		平成２６年２月１９日

	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由	（監事による監査） 第 11 条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。 ２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び京都府知事に報告するものとする。 （基本財産の処分） 第 14 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京都府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都府知事の承認は必要としない。 （合併） 第 24 条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京都府知事の認可を受けなければならない。 （定款の変更） 第 25 条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京都府知事の認可（社会福祉法第 43 条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。	（監事による監査） 第 11 条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。 ２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び京田辺市長に報告するものとする。 （基本財産の処分） 第 14 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京田辺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京田辺市長の承認は必要としない。 （合併） 第 24 条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京田辺市長の認可を受けなければならない。 （定款の変更） 第 25 条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京田辺市長の認可（社会福祉法第 43 条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。	所轄庁の変更により

	2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。	2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京田辺市長に届け出なければならない。	

社会福祉法人　松井ケ丘福祉会　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

保育所の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人松井ケ丘福祉会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　京都府京田辺市山手東二丁目２番地７に置く。

第２章　役員及び職員

（役員の定数）

第５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　１０名

（２）監事　２名

２　理事のうち１人は、理事の互選により、理事長となる。

３　理事長は、この法人を代表する。

４　役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに２名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は再任されることができる。
３　理事長の任期は、理事として存在する期間とする。

（役員の選任等）
第７条　理事は、理事総数の３分の２以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
２　監事は、理事会において選任する。
３　監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（役員の報酬等）
第８条　役員の報酬については、勤務実態に則して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
２　役員には費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（理事会）
第９条　この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
２　理事会は、理事長がこれを招集する。
３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。
４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
６　前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
７　理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
８　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
９　議長及び理事会において選任した理事２名は、理事会の議事について議事の経過

の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（理事長の職務の代理）

第10条　理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（監事による監査）

第11条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び京田辺市長に報告するものとする。

3　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

（職員）

第12条　この法人に、職員若干名を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章　資産及び会計

（資産の区分）

第13条　この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）京都府京田辺市大住虚空蔵谷4番2所在の松井ケ丘保育園敷地1筆
　　宅地　2230.62 平方メートル

（2）京都府京田辺市大住虚空蔵谷4番2所在
　・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建松井ケ丘保育園園舎1棟
　　（延床面積　856.27 平方メートル）
　・鉄筋コンクリート造陸屋根2階建松井ケ丘保育園園舎1棟
　　（延床面積　229.87 平方メートル）

（3）京都府京田辺市山手東二丁目2番地7　鉄筋コンクリート造コンクリート

屋根２階建　松井ケ丘保育園園舎１棟（1622.06 平方メートル）
附属建物　集塵庫　鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建　（ 5. 81　平方メートル）

（４）京都府京田辺市山手東二丁目２番８　１筆　宅地　662.38 平方メートル

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 14 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京田辺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京田辺市長の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設設備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 15 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第 16 条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第 17 条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（決算）

第 18 条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後２月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2　前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第19条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第20条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

（臨機の措置）

第21条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章　解散及び合併

（解散）

第22条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第23条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第24条　合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、京田辺市長の認可を受けなければならない。

第5章　定款の変更

（定款の変更）

第25条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、京田辺市長の認可（社会福祉法第43条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京田辺市長に届け出なければならない。

第６章　公告の方法その他

（公告の方法）

第26条　この法人の公告は、社会福祉法人松井ケ丘福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第27条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則　　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　西堀　一夫
理　事　岡山　正男
同　　森川　良己
同　　小野　　緑
同　　堀口　正義
同　　大野　繁男
同　　谷村　重一
同　　山村　　勇
同　　西堀　政信
同　　南　　忠信
監　事　堀口　良和
同　　岡崎　熹敬

社会福祉法人　松井ヶ丘福祉会定款施行細則

第１章　総則

（目的）
第１条　この細則は、社会福祉法人松井ヶ丘福祉会（以下「法人」という。）定款第２７条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第２章　理事会

（議決事項）
第２条　理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。
（１）予算、決算、事業計画及び事業報告
（２）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（３）定款の変更
（４）基本財産の処分及び担保提供
（５）役員の選任
（６）施設長の任免、その他重要な人事
（７）金銭の借入
（８）借入金の償還計画の変更
（９）法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更
(10) 建設工事請負や物品納入等の契約事務（「予定価格が１件 250 万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が１件 160 万円を超える食料品・物品等の買入れに係る契約事務」及び「予定価格が１件 100 万円を超える前記以外の契約事務」）、その他重要な契約事務
(11) 建設工事請負や物品納入等の契約締結（「契約額が１件 250 万円を超える工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が１件 160 万円を超える食料品・物品等の買入れに係る契約締結」及び「契約額が１件 100 万円を超える前記以外の契約締結」）、その他重要な契約締結
(12) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
(13) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が１件 500 万円以上のものの処分
(14) 寄附金の募集に関する事項
(15) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
(16) 新たな事業の経営又は受託
(17) 社会福祉事業に関する許認可申請等
(18) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
(19) その他、法人の業務に関する重要事項

（報告事項）
第３条　理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。
（１）監事の監査結果
（２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
（３）理事長が専決した事項のうち報告が必要と認められる事項
（４）その他、役員から報告を求められた事項
（理事会）
第４条　理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。
２　定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。
（１）５月理事会
ア　前年度の決算報告及び事業実績報告
イ　その他必要と認められる事項
（２）３月理事会
ア　当該年度予算の補正及び事業計画の変更
イ　翌年度の予算及び事業計画
ウ　その他必要と認められる事項
３　臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第９条に基づき理事会の開催請求があったときに、理事長が招集する。
（理事会の招集）
第５条　理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の７日前までに各理事に通知するものとする。
２　前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。
（関係者の出席）
第６条　議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。
（議長の議決権）
第７条　理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に１名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。
２　理事会における特別多数決（３分の２以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。
（議事録）
第８条　議長及び理事会において選任した理事２名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。
２　議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
３　議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付し、袋とじ等して保存するものとする。
（欠席理事への報告）
第９条　理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後１４日以内に送付するものとする。

第３章　監事

（監査の実施）

第１０条　法人定款第１１条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに（毎年５月末までの決算理事会の前日までに）実施するものとする。

２　監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

３　監事は、前２項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

（監査報告書）

第１１条　監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会で報告するものとする。

第４章　役員の選任

（選任手続き）

第１２条　理事長は、役員の任期満了直前の理事会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

２　理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあっては身分証明書の提出を省略することができる。

３　理事長は、理事会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

４　委嘱状を交付された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

（中途退任）

第１３条　役員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に届け出るものとする。

（欠員の補充）

第１４条　役員の欠員補充については、第１２条の規定を準用する。

（役員名簿）

第１５条　理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第５章　事務の専決

（事務の専決）

第１６条　理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表１のとおりとする。

（専決の報告）

第１７条　第３条の規定のほか、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

（変更等）

第１８条　この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この細則は、平成２２年４月１日から施行する。

＜別表１＞

Ⅰ　理事長専決事項

1　「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員（臨時職員を除く。）の任免に関すること

2　職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

3　債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

4　設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

5　建設工事請負や物品納入等の契約事務に関すること（「予定価格が１件 100 万円を超え 250 万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が１件 100 万円を超え 160 万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約事務」）

6　建設工事請負や物品納入等の契約締結に関すること（「契約額が１件 100 万円を超え 250 万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が１件 100 万円を超え 160 万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約締結」）

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

7　災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること

ただし、軽微なものに限る。

8　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない１件 160 万円以下のもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

9　運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が１件 500 万円未満のものの処分に関すること

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

10　予算上の予備費の支出

11　入所者・利用者の日常の処遇に関すること

12　入所者の預り金の日常の管理に関すること

13　寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）

14　役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること

15　施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること

16　施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること

17　職員の昇給・昇格に関すること

18　各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項は除く。）

19　行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項は除く。）

Ⅱ　施設長専決事項

1　所属職員の旅行命令及び復命に関すること
2　所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること
3　所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
4　臨時職員の任免に関すること
5　所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
6　人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定価格が1件100万円以下の契約事務に関すること
7　予算計上されている契約額が1件100万円以下の契約締結に関すること
8　収入（寄附金を除く。）事務に関すること
9　各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
10　行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
11　その他定例又は軽微な事項